

## 中央大学信窓会研修計画報告要領

### (研修計画の報告)

第1条 支部長（合同開催の場合は代表支部長又はブロック長。以下同じ。）は研修を計画した時は、随時次に掲げる事項を会長（研修部長経由）に報告するものとする。

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 講師名
- (4) 演題
- (5) 参加申込み人数
- (6) その他必要と認められた事項

### (調整)

第2条 会長は、前項の報告があった場合において、複数の支部の計画の日時・場所が近接していると認める時は、日時・場所の変更又は合同開催の要請をすることができる。

### (講師の紹介)

第3条 支部長は、第1条の場合において、講師の派遣ないし紹介を必要とするときは、その旨を会長に要請するものとする。

2 会長は前項の要請があったときは、通信教育部に講師の派遣ないし紹介を依頼し、その結果を支部長に通知する。

### (研修支援要領との関係)

第4条 支部長は、第1条の報告及び前条の要請と併せて研修支援要領第4条の支援申請をすることができる。

### (学生会支部との連携)

第5条 支部長は、第1条の研修計画の実施に当たっては、学生会支部との連携を図り在校生にも積極的に参加を呼びかけ、卒業後の信窓会への加入促進を図るものとする。

### 附則

この要領は、平成21年9月26日から施行する。